

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

教育に関わる制度等

制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先	補足情報
高等教育の就学支援新制度	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金 と 授業料減免 による支援を行う制度。通常前年度の課税標準額により審査を行うが、コロナの影響で家計急変した場合には家計急変後の収入見込により審査される。家計急変の対象にならない場合でも、年二回の在学採用(令和2年度1回目は4～6月)に申込み可能	在学採用(令和2年度1回目は4～6月) 家計急変の採用(随時)	各大学等の窓口(各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行う)	各大学等の窓口 授業料減免については各大学等の窓口	
日本学生支援機構の貸与型奨学金	幅広い世帯の方	第一種(無利子)奨学金 と 第二種(有利子)奨学金 による支援で貸与額は選択可能。通常、前年度の収入金額等により審査を行うがコロナの影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込により審査される。家計急変の対象とならない方でも在学採用(4～6月)に申し込む事で支援が受けられる。第一種奨学金(無利子)は月額2～6.4万円(自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なる)、第二種奨学金は月額2～12万円(貸与利率:【利率見直し方式】0.002%、【利率固定方式】0.070%(令和2年度3月貸与修了者の場合)から貸与金額を選択出来る。新制度により幅広い所得の世帯の方が対象となる。尚、入学時に希望により入学後第1回目の振込時にまとまった金額(10～50万円)の貸与(入学時特別増額)を申請することも出来る。	在学採用(令和2年度1回目は4～6月) 家計急変の採用(随時)	各大学等の窓口(各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行う)	各大学等の窓口	
自治体独自の奨学金や民間奨学金	制度等により異なる	自治体が独自に奨学金等の制度をもっている場合もある。又、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もある。		各大学等や自治体の窓口		静岡市、焼津市、浜松市、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、三島市
日本政策金融公庫の教育ローン	幅広い世帯の方	大学に入学・在学する方の保護者に対し、学生一人当たり350万円以内の貸付を行うもの。利息は年1.71%(固定金利)です	随時		日本政策金融公庫	
市町村福祉協議会等の生活福祉資金貸付金(緊急小口貸付等の特例貸付)	幅広い世帯の方	コロナの影響により、収入の減少があり、緊急且つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度	随時		各市町村の者会福祉協議会等または全国の労働金庫(静岡県の労働金庫は左記の通り)	静岡県労働金庫 緊急小口資金取次担当 TEL:054-205-7763(平日9:00～17:00) 取扱期間:2020年4月30日(木)～7月31日(金)
生活福祉資金貸付金(教育支援資金)	低所得世帯	低所得世帯を対象として大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内で貸付を受けられる制度。又、入学に際し必要な経費に付いて、50万円以内で纏まった額の貸付も行っている	随時		お住まいの市区町村の者会福祉協議会	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、浜松市、富士宮市、御殿場市、三島市、裾野市)
各市緊急小口資金特例貸付	一時的な資金が必要な方	コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急且つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付金額:10万円(学校の休業等の特例20万円)、据置期間:1年以内、償還期間:2年以内		各市社会福祉協議会	各市社会福祉協議会	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、袋井市、浜松市、富士市、御殿場市、裾野市、沼津市でも同様支援策発令
特別定額給付金(総務省)	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3ヶ月以内		特別定額給付金コールセンター 0120-260020	全市町村
母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)	母子・父子・寡婦家庭の方	母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に当てる資金として、無利子・59万円以内(私立大学の場合)、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内(大学で自宅外通学の場合)で貸付を受けられる制度	随時		お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当	静岡市、藤枝市、浜松市
雇用調整助成金の特例措置	雇用主	コロナの影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例				

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

東部地区での具体的な制度 ※情報は常に更新されているため、既に変更や締切となっている場合がございます。詳しくは各市町村へお問合せください。

	制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先
富士市	育英奨学基金				※富士市へお問合せください※	富士市学務課学事担当 0545-55-2868
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	(1)早期特別申請(令和2年5月1日から5月末まで) (2)マイナンバーカードを利用したオンライン申請(令和2年5月1日から8月下旬まで) (3)全世帯に送付する申請書による郵送申請(令和2年5月下旬から8月下旬まで)		富士市特別定額給付金事業事務局 0545-55-2953(平日 午前9時から午後8時)または 富士市生活支援課 0545-55-2886
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯		令和2年3月25日(水)から		富士市社会福祉協議会(在宅支援係) 0545-64-4649
	住居確保給付金	住居確保給付金は離職や収入が減少した方に対し、就職にむけた活動をするなどを条件	住居確保給付金は離職や収入が減少した方に対し、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を市から家主に直接支給します(本人への支給は行いません)。	随時		富士市ユニバーサル就労支援センター 0545-64-6969
富士宮市	奨学金制度	高等学校又は同等程度の学校に在学している者 1.世帯の収入状況について 静岡県高等学校等教育資金及び高等学校等奨学金制度基準(以下静岡県基準という。)に従い算出した総所得金額または認定総所得金額が静岡県基準の収入基準額表の収入基準額以下であること。	月額 10,000円×12ヶ月 採用人数:10人以内		※富士宮市へお問合せください※	中学校及び高等学校等からの推薦となります。各学校にお問い合わせください。 富士宮市 教育委員会事務局 教育部 学校教育課 学事係 0544-22-1184
	生活福祉資金	低所得者等	低所得の方や障害のある方又は高齢の方へ、必要な資金をお貸しするとともに相談支援を行うことで、経済的な自立や在宅で安定した生活を送ることができるようにする制度	随時		富士宮市社会福祉協議会 生活あんしん係 0544(22)0094
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	オンライン申請の受付開始日5/1～ 郵送申請書の発送予定日5/29～		富士宮市 企画部 企画戦略課 地域政策推進室0544-22-1215
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯		令和2年3月25日(水)から		富士市社会福祉協議会(在宅支援係) 0545-64-4649
	応急小口貸付事業	資金の貸付は、富士宮市内に居住する低所得世帯に限る	低所得世帯の方に対し、緊急かつ一時的に必要な生活・生業資金及び医療費の貸付。 貸付限度50,000円	随時	富士宮市 社会福祉協議会 生活あんしん係 (電話0544-22-0094)	富士宮市 社会福祉協議会 生活あんしん係 (電話0544-22-0094)
	住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)	離職・廃業や減収等による経済的困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある人のうち、住居を喪失するおそれのある人又は住居を喪失した人を対象	離職・廃業や減収等による経済的困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある人のうち、住居を喪失するおそれのある人又は住居を喪失した人を対象として、家賃額(上限あり)の給付金を支給するとともに、自立相談支援機関(富士宮市社会福祉協議会)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	随時		富士宮市 保健福祉部 福祉総合相談課 福祉相談支援係 0544-22-1561

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

	制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先
御殿場市	育英奨学金制度	1.御殿場市内に引き続き3年以上住所を有する方の子であること。 2.高等学校、専修学校(高等課程、専門課程に限る)、大学(短期大学を含み、大学院は除く)及び高等専門学校に進学する方であること。 3.学業の成績に優れ、修学に堪え得ると認められる方であること。 4.経済的理由により修学が困難であると認められる方であること。		令和2年1月20日(月)～ 2月7日(金)まで ※募集期間終了※ ※次年度等につきましてお問合せください		御殿場市 教育総務課 TEL:0550-82-4520
	生活福祉資金	低所得の方や障がいをお持ちの方、高齢者世帯など	低所得の方や障がいをお持ちの方、高齢者世帯などに対し、経済的な自立や在宅で安定した生活を送ることができるよう、必要な資金の貸出と相談支援を行います。貸付の内容は、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金です。詳しくは相談下さい。	随時	御殿場市社会福祉協議会	御殿場市社会福祉協議会 交流センター「ふじざくら」内 6801 御殿場市民 0550-70-
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	オンライン申請開始: 5月2日(土)以降～ / 給付開始:5月15日(金)～ 郵送申請 申請書発送: 5月25日(月)～ / 給付開始:5月29日(金)～		御殿場市特別定額給付金担当 0550-70-3266 コールセンター
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯	コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急且つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付金額:10万円(学校の休業等の特例20万円)、据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	令和2年3月25日(水)から	御殿場市社会福祉協議会(地域福祉課)	御殿場市社会福祉協議会(地域福祉課) 0550-70-6801
裾野市	育英奨学金制度	下記の全ての条件に該当する人物が対象です。 1.裾野市在住で、継続的に3年以上住民登録のある方 2.学校教育法に基づく高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、または大学に進学する人 3.在学中の学校長が推薦するもので、学業人物ともに優れ、健康上就学に支障がなく、併せて経済的に就学が困難である人		随時	裾野市 学校教育課	裾野市 学校教育課 055-995-1838
	生活福祉資金	低所得世帯や障害のある方のいる世帯または高齢者世帯へ、必要な資金をお貸しすると共に相談支援を行う。	生活福祉資金は、低所得世帯や障害のある方のいる世帯または高齢者世帯へ、必要な資金をお貸しすると共に相談支援を行うことで、経済的な自立を促進し、安定した生活を送れるようにする制度。 貸付の上限や、その他必要になる条件や要件が相談内容により異なりますので、市の社会福祉協議会で相談を受け付けています。	随時	裾野市 社会福祉課	裾野市 社会福祉課 1819 055-995-
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	2020年5月2日(土曜日)から電子申請(オンライン申請)での受付を開始 ※申請書発送(2020年5月下旬)以降の受付となります。	裾野市役所 みらい政策課	裾野市役所 みらい政策課 055-995-1804
	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な生活資金の緊急特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などで一時的、または継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯に対して、必要と認められる場合に貸付が行われます。	詳細は下記をご確認ください。 http://www.syakyo-susono.or.jp/		裾野市社会福祉協議会 (土・日・祝休日を除く)	9時～16時 裾野市社会福祉協議会 055-992-5750

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

三島市	育英奨学金制度	・保護者が、市内に引き続き1年以上住所を有していること。 ・高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学(大学院は除く。)に在学し、または入学予定であること。 ・修学の能力を有し、品行方正であること。 ・経済的な理由により修学が困難であること。		毎年2月1日～3月末日(必要書類必着)		三島市 教育推進部学校教育課 055-983-2670※三島市が実施している本奨学金制度以外にも、日本学生支援機構や静岡県高等学校等教育資金・奨学金などの制度もあります。詳しくは、在学校にお問い合わせください。
	生活資金の貸付	市内に3ヶ月以上居住する市民の方で、緊急または不時の出費を要するため困窮している人、または高額療養費及び修学費等の出費に困窮する人に生活資金を貸付けています。 貸付限度 ・生活資金:1世帯につき100,000円以内 ・高額療養費:1人につき500,000円以内 ・修学費:1人につき200,000円以内	貸付期間中は無利子	随時	三島市 社会福祉部福祉総務課	三島市 社会福祉部福祉総務課 055-983-2613
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	令和2年5月1日(金)13時から電子申請(オンライン申請)での受付を開始 ※市内全世帯への申請書発送は、5月中旬頃を予定しています。	三島市オンライン申請 平日:10時～17時45分 19時30分～21時(200件程度) 土日:10時～17時 ※200件程度	三島市役所 企画戦略部新型コロナウイルス感染症対策室 055-975-3201
	緊急小口資金特例貸付	一時的な資金が必要な方	コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急且つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付金額:10万円(学校の休業等の特例20万円)、据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	令和2年3月25日(水)から	三島市社会福祉協議会	三島市社会福祉協議会 055-972-3221
	住居確保給付金	下記のいずれかに該当する方が対象となります。 ●2年以内に離職等をしたことにより経済的に困窮し、住居を喪失している方、 または喪失するおそれのある方。 ●給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、 離職や廃業と同程度の状況にある方。(対象者拡大施策※令和2年4月20日より)	世帯収入合計額が、市民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(上限は住宅扶助特別基準額)を超えないこと。 三島市の目安 単身世帯:118,000円 2人世帯:167,000円 3人世帯:205,000円 その他、資産要件・求職活動要件有。	随時	三島市生活支援センター	三島市生活支援センター055-973-3450(受付:平日午前8時30分～午後5時15分)生活支援センターでは、住まいの問題に限らず、仕事や暮らしのことでお困りの方の相談を広くお受けしています。お困りご本人に限らず、ご家族やお知り合いからの相談も可能ですので、お気軽にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

中部地区での具体的な制度 ※情報は常に更新されているため、既に変更や締切となっている場合がございます。詳しくは各市町村へお問合せください。

	制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先
静岡市	静岡市奨学金 貸与型奨学金制度(育英奨学金)	次の各項のすべての条件を満たす者となります。 ○平成27年度以降に新たに奨学金の貸与の決定を受けた者 ○短期大学、大学、大学院又はこれらに準ずるものとして教育委員会が認めるものを卒業した者 ○卒業後に静岡市の市民税所得割(免除を受ける前年度の市民税所得割)を完納した者 ○その他、教育委員会が定める条件に反していないこと(奨学金の返還を滞納していないなど)	静岡市では、高等学校、短期大学、大学又は大学院等に在学する者に学資を貸与し、将来、社会に貢献する優秀な人材を育成するとともに、静岡市の発展に資する優秀な人材を育成することを目的として、育英奨学金制度	令和2年2月3日(月)から3月25日(水)まで ※募集期間終了※ 次年度等につきましてお問合せください		静岡市 教育委員会 教育局 児童生徒支援課 学事係 054-354-2377
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】 5月11日(月)午前0時からオンライン申請開始 給付開始:5月下旬 【郵送申請】 申請書送付:5月末から順次 給付開始:6月中旬		静岡市「新型コロナなんでも相談ダイヤル」 ○電話番号:0570-08-0567 ○対応時間:9時~20時00分
	生活福祉資金	低所得者等	【教育支援資金】 高等学校、大学、専門学校等に就学するための経費 その他【総合支援資金】【福祉資金】【緊急小口資金】 【臨時特例つなぎ資金】有	随時		静岡県社会福祉協議会054-254-5248 ・葵区地域福祉推進センター054-249-3183 ・駿河区地域福祉推進センター054-280-6150 ・清水区地域福祉推進センター054-371-0292
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯	貸付金額:10万円 (学校の休業等の特例20万円) 据置期間:1年以内 償還期間:2年以内	随時		静岡市社会福祉協議会 054-254-5213
	住居確保給付金	(1)申請時に離職、廃業から2年以内である者 ア 主たる生計維持者であった者(離婚等で主たる生計維持者となった場合含む) イ 就労能力と常用就職意欲があり、ハローワークに求職申込みを行う者 (2)就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同程度の状況にある者 ア 主たる生計維持者であった者(離婚等で主たる生計維持者となった場合含む)	離職等のため住宅を失った、または失う恐れのある人に対し、賃貸住宅の家賃相当額を給付する制度	随時		(葵区にお住まいの方) 葵福祉事務所 生活支援課 054-221-1082 (駿河区にお住まいの方) 駿河福祉事務所 生活支援課054-287-8652 (清水区にお住まいの方) 清水福祉事務所 生活支援課 054-354-2107
母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)	母子・父子・寡婦家庭の方	母子・父子・寡婦家庭の方が、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金の12種類です。 平成30年4月1日から大学院が修学資金及び就学支度資金の対象になりました。 ※日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として、貸し付けできます。	随時		葵福祉事務所 子育て支援課 給付係 054-221-1093 駿河福祉事務所 子育て支援課 給付係 054-287-8674 清水福祉事務所 子育て支援課 給付係 054-354-2120	
焼津市	奨学金制度	焼津市内に住所を有する者の子女で、高校、職業訓練校等に在学、または在学予定の人で、次のすべての条件を満たす人 1.焼津市内に住所を有する人の子女 2.学費の支払いが困難と認められる人 3.他の育英団体等から奨学金を受けていない人(金額) 月額20,000円以内	学力優良、品行方正な生徒でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより進んで教育を受ける機会を与え有用な人材を育成することを目的に、奨学金の貸し付けを行っています。	※焼津市へお問合せください※		焼津市 健康福祉部地域福祉課 054-626-1127
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】受付開始日5/1~ 受付期間は8/18まで 【郵送申請】5/18に申請書を発送予定。 受付期間は8/18まで。※消印有効		焼津市行政経営部政策企画課 特別定額給付金室 054-626-9408(直通)
	生活福祉資金	低所得者等	【教育支援資金】:「教育支援費」「就学支度金」の貸付。 その他【総合支援資金】【福祉資金】【不動産担保型生活資金】有	随時		焼津市社会福祉協議会 (054) 621-2941
	緊急小口資金特例貸付	市内に居住し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	市内に居住し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して、限度額の範囲において貸付けを行います。	随時		焼津市社会福祉協議会 (054) 621-2941
	住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)	離職・廃業や減収等による経済的困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある人のうち、住居を喪失するおそれのある人又は住居を喪失した人を対象	【住居確保給付金支給事業】生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分を支給することにより、これらの方々が安心して就職活動が行えるよう支援を行うものです。【自立相談支援事業】生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている人に対し、地域において自立した生活が行えるよう、相談支援員が無料で相談に応じ、その人の抱えるさまざまな問題に対応した支援へと繋げていきます。			焼津市健康福祉部地域福祉課 保護担当 054-626-1127

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

	制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先
藤枝市	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】 受付開始:5/1 【郵送申請】 5/15より送付予定 給付開始(予定) 書類に不備がなければ、申請受付後おおよそ30日程度で指定の振込先口座に振り込み		藤枝市 広域連携課 藤枝市専門コールセンター 054-643-3229 054-643-3555
	生活福祉資金	低所得の方や障がいをお持ちの方、高齢者世帯など。ただし、他制度の貸付を利用できない方を対象とします。	【教育支援資金】 高校、大学、高等専門学校等への入学や、就学にあたっての支度費などの必要経費を貸付ます。(借受人は対象となる子ども本人です) その他【総合支援資金】【福祉資金】【不動産担保型生活資金】【臨時特例つなぎ資金】有	随時		藤枝市社会福祉協議会 054-667-2940
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯	コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急且つ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。貸付金額:10万円(学校の休業等の特例20万円)、据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	随時		藤枝市 自立生活サポートセンター 643-3161 054-
	生活困窮者自立支援	失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者	景気の低迷により失業や非正規雇用、低収入などが急増し、働ける世代の生活保護受給者が増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化などにより、社会的に孤立して、誰にも相談できない状況が広がっています。⇒それらの問題に対応し、生活保護に陥らないように、その前の段階でできるだけ早く対応できるように相談や支援を行う。	随時		藤枝市役所 自立生活サポートセンター 054-643-3161
	母子父子寡婦福祉貸付金(就学支度資金・修学資金)	母子・父子・寡婦家庭の方	資金種類:修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金等	随時		藤枝市 子ども家庭課 子ども支援給付係 054-643-3241
島田市	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方(含む外国人)を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】 受付開始:5/8 給付開始(予定):5/22 【郵送申請】 5/19に送付予定 給付開始(予定):5/22以降		島田市 行政経営部行政総務課総務担当 0547-36-7132
	生活福祉資金貸付	生活費や医療費等の一時的な費用について相談したい方	【生活福祉資金貸付】の他、 【小口資金貸付】【生活保護費貸付】【高額療養費貸付】【生活福祉資金貸付】【ライフライン復旧支援】【緊急食糧支給】生活費や医療費等の一時的な費用について相談可能。	随時		島田市社会福祉協議会 0547-35-6244
	緊急小口資金等特例貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業などで一時的、または継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯に対して、必要と認められる場合に貸付が行われます。				島田市社会福祉協議会 0547-35-6244
	生活困窮者自立支援制度	離職・廃業や減収等による経済的困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある人、住居を喪失するおそれのある人又は住居を喪失した人を対象	【自立相談支援事業】【住居確保給付金の支給】【家計改善支援事業】【一時生活支援事業】の支援。		島田市社会福祉協議会 0547-35-6244	島田市 健康福祉部福祉課生活福祉係 0547-36-7158

新型コロナウイルス感染に係わる影響を受けた学生等に対する経済的支援策一覧（5月12日現在）

西部地区での具体的な制度 ※情報は常に更新されているため、既に変更や締切となっている場合がございます。詳しくは各市町村へお問合せください。

	制度	対象	概要	申込み時期	申込先	問い合わせ先
浜松市	浜松市奨学金	市内に住所を有する方で、大学、短期大学、高等専門学校（4年次以上）、専修学校（専門課程・修学期間2年以上）等に在学する人	貸与額：月額45,000円以内 定員：50人程度	令和2年4月1日（水曜日）から4月15日（水曜日）8時半から17時 ※募集期間終了※ 次年度（令和3年度）につきましては、令和2年7月～9月を予定 ※お問合せください		浜松市役所学校教育教育部教育総務課 053-457-2406
	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】 5/8～9/上旬 【郵送申請】 申請書送付：6/上旬～9/上旬 給付開始：6月中旬		浜松市新型コロナコールセンター ◆電話番号：053-457-2545 浜松市役所健康福祉部福祉総務課 053-457-2326
	生活福祉資金	低所得者等	【教育支援資金（教育支援費）】 【教育支援資金（就学支度費）】 高等学校、大学、専門学校等に就学するための経費その他 【総合支援資金】 【総合支援資金（住宅入居費）】 【総合支援資金（一時生活再建費）】 【福祉資金】 【不動産担保型生活資金】有	随時		●浜松市社会福祉協議会 本部生活福祉課 生活福祉係（中区、南区） 053-453-0586 浜松地区センター東区事務所（東区） 053-422-3737 西地区センター（西区） 053-596-1730 北地区センター（北区） 053-527-2941 浜北地区センター（浜北区） 053-586-4499 天竜地区センター（天竜区） 053-926-0322
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお困りの世帯	貸付金額：10万円（学校の休業等の特例20万円） 据置期間：1年以内 償還期間：2年以内	随時		◆貸付相談窓口：お住まいの区の地区センター 浜松地区センター（中区・南区） 053-453-0553 東区事務所（東区）053-422-3737 西地区センター（西区）053-596-1730 北地区センター（北区）053-527-2941 浜北地区センター（浜北区）053-586-4499 天竜地区センター（天竜区）053-926-0322
	住居確保給付金	離職・廃業や減収等による経済的困窮者であって、就労能力及び就労意欲がある人、住居を喪失するおそれのある人又は住居を喪失した人を対象（※詳しくはお問合せください）	離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失した方、又は住宅を喪失するおそれのある方に対して、賃貸住宅の家賃を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う制度	随時		各区役所担当窓口 開庁時間 8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く。） 中区（社会福祉課／Tel:053-457-2051） 東区（社会福祉課／Tel:053-424-0173） 西区（社会福祉課／Tel:053-597-1118） 南区（社会福祉課／Tel:053-425-1460） 北区（社会福祉課／Tel:053-523-3111） 浜北区（社会福祉課／Tel:053-585-1147） 天竜区（社会福祉課／Tel:053-922-0018）
	母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金、修学資金）	配偶者のない女子または男子で、現に児童（20歳未満）を扶養している人及びかつて母子家庭の母だった人（配偶者のない女子で、20歳以上の子を扶養している人等）など。	母子父子寡婦福祉資金は、母子家庭などの経済的自立と子どものすこやかな成長を目的とした貸付制度。子どもの就学の支度資金や、修学資金などの貸付を受けられます。	随時		浜松市 子育て支援課 053-457-2792
磐田市	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】 5月11日（月）午前0時からオンライン申請開始 給付開始：5月下旬 【郵送申請】 申請書送付：5月末から順次 給付開始：6月中旬		磐田市 新型コロナウイルス関係対応班 ○電話番号：0538-37-2118 ○対応時間：9時～20時00分
	緊急小口資金特例貸付	新型コロナウイルス感染症の発生が要因となり、それによる休業や失業などで一時的又は継続的に収入が減少したことで生活費にお悩みの方々		随時		磐田市社会福祉協議会 個人向け緊急小口資金・相談センター 0120-46-1999
	小口福祉資金	市内在住の低所得者世帯	一時的に生活費、教育費、医療費が必要となったが、支出が困難といった場合に資金を貸付する	随時		磐田市社会福祉協議会 1階 0538-37-9617
袋井市	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方（含む外国人）を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者一人につき10万円を給付する制度。	【オンライン申請】受付開始日5/1～ 受付期間は8/18まで 【郵送申請】5/18に申請書を発送予定。 受付期間は8/18まで。※消印有効		袋井市役所 企画政策課 企画係 0538-44-3105
	生活福祉資金	低所得者、障がい者世帯、高齢者世帯	資金の貸付けに必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とする。	随時		袋井市社会福祉協議会 0538-43-3020